

北はりま農産物直売所 「北はりま旬菜館」

持ち込み販売できる地場農産物とその加工食品

地場農産物コーナー

持ち込み販売できる地場農産物

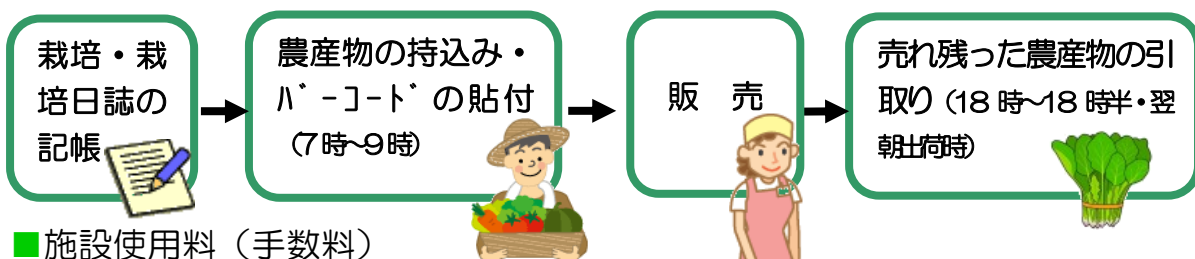
- 西脇市・多可町・加東市・加西市・小野市・三木市・丹波市・丹波篠山市の7市1町で生産された農産物に限ります。
- 出荷量が多い農産物は、西脇市と多可町の農産物を優先します。

協議会に入会

- 出荷農家は「北はりま農産物直売所出荷者協議会」の会員になっていただきます。
【正会員：西脇市・多可町の農家】
【準会員：加東市・加西市・小野市・三木市・丹波市・丹波篠山市の農家】
- 会員の方は、年額 2,000 円の会費を納めていただきます。

持ち込み販売(委託販売)とは？

- 持ち込み販売の流れ



- 施設使用料（手数料）
販売額の 15%の施設使用料を直売所に支払っていただきます。

地場農産物加工食品コーナー

持ち込み販売できる加工食品

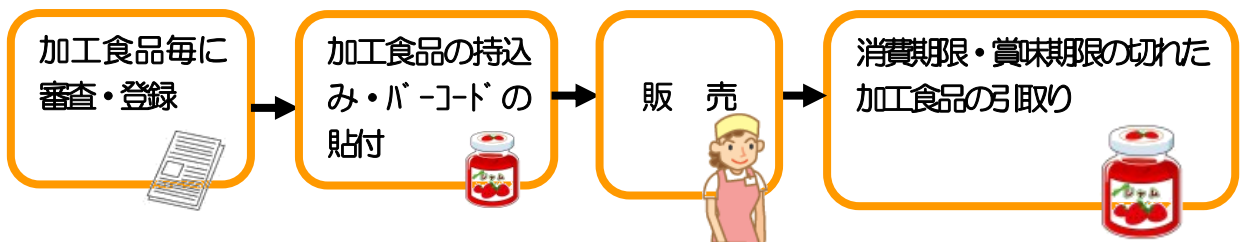
- 西脇市・多可町・加東市・加西市・小野市・三木市・丹波市・丹波篠山市の7市1町で製造された兵庫県認証食品
- 上記7市1町内で生産された農産物を材料として製造された地場農産物の加工食品（加工食品ごとに審査会の審査と登録が必要です。）

日配食品は販売できません

- × 寿司・弁当・惣菜・漬物・菓子・もち等に類するもの
（ただし、真空パック等で長期間保存可能な処理をされている地場農産物の加工食品は、審査会の審査と登録により販売できます。）
- 直売所では、これらの日配食品は、直売所内の加工室若しくは西脇市・多可町の生活研究グループが製造したものに限定して販売します。

持ち込み販売(委託販売)とは？

- 持ち込み販売の流れ



- 施設使用料（手数料）
販売額の20%の施設使用料を直売所に支払っていただきます。

❖問い合わせ❖

北はりま農産物直売所 TEL24-7900
西脇市役所農林振興課 TEL22-3111

当直売所では、これらのコーナーのほか、西脇市の友好都市・富良野市のコーナー、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地の応援コーナーなどを設け、皆様に新鮮で安全・安心な農産物を提供いたします。